

フランス法まとめ

0. イントロダクション

(略)

1. フランス法の歴史的形成

1. フランス法史の時代区分

フランス法史は、大きく分けて次の3つに分けられる。

フランス大革命前：フランス古法 (ancien droit)

フランス大革命期：フランス中間法 (droit intermédiaire)

フランス大革命後：フランス現代法 (droit moderne)

2. 「フランス」の成立

a) フランス語の形成

9世紀になると、ラテン語が崩れてくる。842年の Serments de Strasbourg (ストラスブールの誓い) は、古フランス語 (ロマンス語) と古高ドイツ語で書かれたもの。

その後のフランス語の発展は、次のように分類される。

Ancien français (12^e -14^e siècles)

Moyen français ou français de la Renaissance (14^e - 16^e siècles)

Français classique (17^e siècle)

Français moderne (18^e siècle)

b) 略年表 (ローマ時代からヴァロワ朝まで)

Gallo-Romains	
58-51 BC	Caesar、Gallia 遠征
212	Caracala 帝、全ローマ自由民にローマ市民権承認
313	Constantinus I、ミラノ勅令でキリスト教公認
392	Theodosius I、キリスト教国教化
395	ローマ帝国東西分裂
476	西ローマ帝国滅亡
Mérovingiens	
498	Clovis、Reims で洗礼
506	Alaric の簡単書…西ゴート族により簡素化されたローマ法典、フランク族も利用
6 ^e s 初頭	Lex Salica…ゲルマン法
Carolingiens	
732	Charles Martel、Tours-Poitiers 間の戦いでイスラーム勢力に勝利
751	Pépin le Bref、フランク国王に
800	Charlemagnes、ローマで戴冠
842	Serments de Strasbourg (Charles II le Chauve と Louis I le Germanique の軍事同盟)
843	Verdun 条約
Capétiens directs…王家が実際に支配していた地域は非常に小さく、諸侯の力が強大であった (e.g. Anjou 伯、Normandie 公など)。封建時代における政治関係は複雑でグローバル。宗主 (suzerain) と封臣 (vassaux) が fief (封土) を媒介として主従関係を結んだ。	

987	Hugues Capet、フランス王に
1066	« Conquête de l'Angleterre » (Norman Conquest)
1096 – 13 ^e s	十字軍。この時期はフランス王国といわゆるアンジュー帝国の対立の時代。 Henry が、Anjou 伯の父とイングランド王女 Matilda の子として生まれ、Normandie 公領や Anjou 伯領を受け継ぐ。Louis XII との結婚の無効を訴えた Aliénor d'Aquitaine と結婚し、Aquitaine 公領の共同統治者に。Henry II として Plantagenet 朝を開き、Wales を再支配。政略結婚などを通し、Bretagne 公領や Toulouse 伯領を支配下に。 Louis VII の後を継いだ Phillippe II Auguste (1180-1223) は、Richard I や John を相手に対抗、アンジュー帝国の版図を削った。 Louis IX (Saint Louis) は十字軍遠征に熱心に取り組んだことで有名。
1302	Philippe IV (Le Bel)、教会課税をめぐり Bonifatius VIII と対立、三部会召集
1303	アナーニ事件、教皇捕縛を図る (教皇は憤死)
1309	Avignon 教皇庁 (Clemens V を擁立)
Valois directs	
1339- 1453	百年戦争。これを通し、フランスからイングランドの勢力が駆逐された。 原因はフランス王位継承問題 (Edward III が Philippe VI の戴冠に異議)、Guyenne 公領へのフランス王の介入、フランドル地域への影響力争い、スコットランド王の身柄をめぐる争い。Charles VII の時代にフランスはイングランドに勝利する。

2. フランス古法 (12^e - 15^e siècles)

[12 世紀ルネサンス]

ルネサンスの始まりは 14 世紀ごろであり、それ以前の中世は暗黒時代と見されていたが、C. H. Haskins が『12 世紀ルネサンス』(1927) の中でその概念を提唱して以降、12 世紀における古典文化の復興が再評価されるようになった。この時期の文化の復興と高揚は、十字軍をきっかけに、ビザンツやイスラームを經由しギリシア・ローマの古典がヨーロッパにもたらされたこと、特に北ヨーロッパで三圃制が普及するなどの農業革新によって生産力が向上したこと、商業が発展し都市が復活したことによる。この時期に、ヨーロッパ各地に大学が設立されるようになった。

[学識法曹法の成立と展開]

1. ローマ法の復活

1070 年、『ローマ法大全』の内、学説を集めた『学説彙纂』の写本が再発見される。こうした古代ローマの法律文献の研究は 12 世紀になるとさらに盛り上がりを見せる。同世紀初頭ボローニャ大学でローマ法研究が始まる (神聖ローマ皇帝 Friedrich I Barbarossa により、不入権や自治を得た)。この研究の中心になったのは Irnerius という人。

これから少し遅れて、パリ大学、オルレアン大学などが設立された。パリ大学は Phillippe II から特権を得た。ローマ法研究は神聖ローマ帝国の権威付けに利用され得ると警戒され、Phillippe II はローマ教皇令 Super Supecula によってパリ大学でのローマ法研究を一時禁じた (ただし、これについては、パリ大学の神学部が学生を奪われることを嫌がったという説も近年指摘されている)。パリ大学で研究が禁止されたローマ法は、Orléans や Montpellier、Toulouse 大学で教えられた。

ローマ法研究は、前半の12世紀～13世紀の Glossatores（註釈学派）と、後半の13世紀後半～15世紀の Commentatores（註解学派）に分けられる。前者は、用語を研究し註釈（glossa）を書くことを中心とする研究であり、代表者は Accursius である。これに対し、後者はより実体的な法学であった。すなわち、彼らは、推論によって抽象的原理、法の精神を導こうとするとともに、当時の経済状況に合わせて自由な解釈を行なうことで実務にも適した法学を論理的・体系的に構築したのであった。弁証法的な方法論は、同時期のスコラ哲学から転用されたものであった。この法学は、オルレアン大学では Jacques de Revigny や Pierre de Belleperche、ボローニャ大学では Cynus de Pistoia、Bartolus、Baldus によって大成された（特に Bartolus が有名）。

このローマ法の発見は、教会法の刷新をも促した。封建制の下、在地の勢力との癒着が著しい教会システムに反対したグレゴリウス7世は、教会の独立を訴え、改革を断行。聖職者の人事権（叙任権）を確保しようとした。11世紀後半のこの改革以降、教皇令（décret とか décrétale と呼ばれた）が蓄積してゆき、教皇庁や修道院の décrétaliste によって、これらは教会法として研究されていった。特に有名なのは、Gratianus による Corpus Juris Canonici の教会法大全の編纂（1150）であり、グレゴリウス9世やボニファティウス8世、クレメンス5世も、教会法の編纂を命じている。教会法は、世俗の法理論に大きな影響を与えた（e.g. 選挙法理論、代表理論、法治主義、外交の観念（国際法）、婚姻法）。

2. 学識法曹法の成立（とその背景）

このように12世紀以降発展した大学におけるローマ法・教会法の教育を受けた人々が法律家となると、彼らはこれらの法を実務でも適用するようになる（学識法曹法）。学識法曹法は、国家や民族を超えて普遍的に妥当する、ヨーロッパ大陸における普通法であった。ただし、これらの法は、契約などの分野を除き、北部慣習法地域ではあまり実際的な影響を持たなかった。

3. 学識法曹法の展開とその意義

学識法曹法は普遍的な法であったが、フランスではむしろ特異な使われ方をした。国王の御用法学者（オルレアン大学やモンペリエ大学など）であった légiste らは、その記述を用いることによって（e.g. Per Venerabilem などの教皇令）、王権の優位性を根拠づけ、対内的（対諸侯）さらには対外的（対教会・神聖ローマ帝国）独立を支持した。この結果、集権化の基盤が形成された。

[王国の統治機構]

1. 集権的組織

カペー朝では、集権的な統治体制を支える次のような組織が作られた。

Conseil du Roi (Curia regis) (王会)：諮問機関

Maître de requêtes：王会の補助機関

Baillis, sénéchaux：地方監督（前者は Normandie を除く北部、後者は Normandie と南部）

また、国王は諸侯と対立する都市を保護する代わりに都市に課税した。

2. 封建的組織

国家財政を賄うため、国王は売官制 vénalité des offices を承認。もともと国王が任命していた、売買（や相続）可能な官職としての officiers に加え、重要なポストとして commissaires ができた。

また、国王の課税を承認する機関として、身分制議会 États généraux が開かれるようになった。この地方版が États des provinces である。

[法源]

1. 国王立法権限

フランク王国において、王による立法行為（あるいはその文書）は capitulaire と呼ばれ、その内容はサリカ法を始めとするゲルマン諸法の補充から、宗教や行政手続きに関するものまで様々であった。

国王立法 (les lois du roi) は、Louis VII の頃に登場する。しかし、当時の立法の対象は治安維持に関するものなどに限られており、立法には封臣への根回しを要するなど、権力は弱かった。

Phillipe IV の治世は、中世ヨーロッパ王権における一つの転換期となっており、それまで普遍性を主張してきたローマ教皇や神聖ローマ皇帝の権威が相次いで衰退した時期にあたる。これらに代わって君主権の強化を図った彼は、従来の聖職者に代えて世俗の法曹家 légistes を官僚に採用するなど官僚制度の強化に努め、中央集権化を進めて近代的な国家形成の先がけとした。重臣の支持により、ローマ法に沿った立法を行い、また教会への課税の支持を得るために三部会を設置するなど、王権強化に積極的であった。王権の拡大に伴い、王会の機能の一部は財政を扱う会計監査院 (Chambres des comptes)、司法を扱う高等法院 (Le Parlement (de Paris)) に分割された。

立法に際しては、Conseils がまず立法準備や助言を行った。また、États généraux は、諮問機関として機能した。次いで、王令は終身の大判官 grand chancelier による審査 (promulgation?) を受けた。ここで全く承認が得られない場合でも国王の下の garde de sceaux (現在の法務大臣) による承認で足りるとされた。また、このほかパリ高等法院は勅令登記権や諫奏権を持ち、勅令の登記 (enregistrement) を拒否され、諫奏 (remontrance) を受けた場合、国王は高等法院に出向き親裁座 (lit de justice) で命令しなければならなかった。財政に関する問題は、会計監査院の審査を要した。

ちなみに、国王立法の名称は établissement や ordonnance、édit など多様であり、これらは時代とともに変遷した。国王の立法が許されたのは、王の基本法の範囲内であり、むしろ王は bien commun 「共同の福祉の代表者」としてよい行政・司法の運営をすることを期待された。

2. 南部成文法地域と北部慣習法地域の分離形成

従来から都市が発達していたフランス南部では、国王から特許状を得る際に、ローマ法を基礎とする成分法を持つに至った。これに対し、ゲルマン人との混淆が進行し、属地主義が取られるようになった北部では、農業の発展とともに新たな慣習法が紛争解決手段として発展した。(とはいえこの区分は相対的なものであり、北部でも契約法としてローマ法が慣習法的に参照されたり、南部でも地域的慣習法が併存したりしていた。)

慣習法地域においても、13世紀頃から、訴訟の蓄積により慣習法を成文化する試みが見られた。この背景としては、農奴解放に伴う証書発行やそれに関する訴訟の増加、通称交易の発達による閉鎖的・局地的慣習法の成文化の必要性がある。当初は、法律家の実務的な要請から、coutumiers と呼ばれる慣習法集の私的編纂が行われた。最も有名なのは、Clermont en Beauvaisis の bailli であった Phillipe de Beaumanoir による慣習法集である。

他方、王権の強化に伴う統一的国民国家の形成の機運が進むと、国王は慣習法の成文化を推進した。1454年、Charles VII は Ordonnance de Montils-les-Tours を出し、慣習法の成文化を命じた (すべての慣習法が直ちに成文化されたわけではなかったが)。成文化手続きは enquête par turbe

と呼ばれ、16世紀中葉には王国内の大部分の慣習法が成文化された。同時に、慣習法学が勃興し、教会法、ローマ法に次ぐフランス法学の第3の領域となった。

[裁判制度]

1. 国王裁判権

古法時代の裁判制度は、多元的な裁判権の存在によって特徴づけられる。これは次第に専門化した。競合する場合もあった。

国王裁判権は、国王の直属であった Conseil du roi（国王は出席せず、代理に大判官が裁いた）と、高等法院（Le Parlement (de Paris)）に加え、15世紀以降は地方にも parlements 及び cours souveraines が設置された。両者はほぼ同じで、地方によりいずれかが管轄権を有した）、そして財務裁判機関である会計監査院と Cour des Aides（関税を主に扱った）があった。

2. 国王裁判所と他の裁判権との抗争

裁判所としては他に、教会裁判所、領主裁判所、都市裁判所が存在し、これらの管轄権は競合することもしばしばであった。最終的な管轄権は国王に存在し、重要な事項については cas royal（国王先決事件）として国王が排他的に管轄権を持った（通貨発行権侵害や暗殺、上訴妨害など）。領主裁判所における事件は、国王裁判所に上訴が可能であり、また領主裁判所での裁判が適切であると期待できない場合は、国王に直接裁判を求めることができた（prévention、優先裁判権）。聖職者に関する事件は、本来属人的に教会裁判所が管轄権を有していたが、聖職者による犯罪につき、徐々に国王は権限を増大させていった。叙任権や異端裁判、冒瀆罪なども、次第に国王が管轄権を有するとされるようになった（Gallicanisme の進展）。

3. フランス古法 (16^e siècle)

[時代背景]

16世紀のフランスは、活版印刷術の発展と、それに伴うルネサンスの隆盛、宗教改革・戦争、国語の成立によって特徴づけることができる。活版印刷術は、1445年までにドイツ人 Gutenberg により発明され、フランスでの活版印刷は、1470年頃 Sorbonne で始まった。この印刷革命は、中世ヨーロッパ社会に大きな影響を与えた。

文化面では、Budé や Rabelais (*Pantagruel et Gargantua*)、Michel de Montaigne (*Essai*) などの人物を挙げることができる。

宗教改革は、ドイツでは1517年 Martin Luther によって著された『95か条の論題』を皮切りに広まる。この影響はフランスにも波及、1534年にはカトリック批判から始まった新教徒弾圧事件 (l'affaire des Placards) が起こった。フランスの宗教改革を担った神学者は Jean Calvin であり、*Institution de la religion chrétienne* (『キリスト教綱要』) が1536年にラテン語、次いで1541年にフランス語で出版された。また、Luther 訳のドイツ語「新約聖書」や、Olivetan 訳の「旧約聖書」フランス語訳の出版もこの時期である。1562年から1598年にはユグノー戦争が勃発、1572年には旧教徒によるユグノー虐殺事件 (Le Massacre de Saint Barthélemy) が起きている。同戦争は、新教を支持していた Henri IV の旧教への改宗 (1593年、これにより Bourbon 朝が開かれた) と、信仰の自由を認めた Edit de Nantes (1598年) により終息した。同時期には、オランダ独立戦争 (北部7州 (ユトレヒト同盟) 対スペイン) も勃発した。

また、この時期にはフランス語も統一されてゆく (Joachim du Bellay や Louis Meigret、Jean Nicot、Randle Cotgrave といった人物が、フランス語に関する著書や辞書を著した)。国語の成立は、国民国家の形成を促した。

[Humanisme 法学の展開]

フランス・ルネサンスの隆盛は、14~15 世紀に勃興したイタリア・ルネサンスと、国王の政策に負うところが多い (1453 年東ローマ帝国滅亡後イタリアに亡命したギリシアの知識人は、古代ギリシア文化研究をイタリアにもたらした。他方、同年百年戦争に勝利したフランスは、領土的野心を広げ、Charles VIII の時代にイタリア戦争が始まると、イタリア・ルネサンスを吸収するに至った。)

このような中、フランスの法学も大きな変化を遂げる。ギリシア語・ラテン語研究者であった Guillaume Budé は、Joachim du Bellay とともに François I に進言、Collège royal de France の設立 (1530 年) を促し、古典研究を発展させた。Rabelais は、著書 *Pantagruel* の中で、Accursius に代表される註釈学派を批判した。こうした人文主義の影響下で、フランスでは、従来の実用主義的な註解学派に代わる、純歴史的・科学的方法による独自のローマ法研究 (mos gallicus) が興る (従来研究対象とされてきたローマ法の中には、カペー朝以来 *légistes* の手が加えられた、偽造 (interpolation) が含まれていた。このような法の改変の存在を歴史的に明らかにしようとしたのがこの humanisme 法学であった)。この中心になったのは Bourges 大学であり、Jacques Cujas と Hugues Doneau が有名である (両者はそれぞれ旧教徒・新教徒であり、方法論などで異なる部分もあった)。

[国家論の刷新：「主権論」の登場]

1. 背景

Charles VII による百年戦争勝利 (1453 年)、Charles VIII によるフランス再統一 (1491 年) 後、フランスは東・西のハプスブルク家 (≡ 神聖ローマ帝国) と対立するようになる。他方、国内では宗教対立が激化する。

このような中影響力を持ったのが、Jean Bodin の主権論であった。politique (国家・世俗の秩序の重要性を訴え、宗教上の寛容による内戦終結を主張した人々) のひとりであった彼は、*Les six livres de la République* で主権論を展開。国家を支配すべき主権者はただ国王に限られると主張し、絶対王政の基礎を築いた。

他方、国王の権限は、16 世紀においてはなおも制限されていた。その規範となったのが、王の基本法 (Lois fondamentales du royaume) と呼ばれる、憲法的な慣習である。この内容としては、l'indisponibilité de la couronne (王位処分不可能性)、la continuité royale (王位継承規則)、l'inaliénabilité du domaine royal (王領の不可分性) が挙げられる (最後の原則については、1556 年、Edit de Moulins により、親王領の設定と低価値の直轄領の処分の例外が設定された)。また、国王の立法は公法分野に限定されていた。その中で特に影響があったとされるものは、François I による Ordonnance de Villers-Cotterêts sur la réformation de la justice (1539 年) である。これは裁判所における公用語をラテン語からフランス語に変更する、というもので、司法が民衆に近づけられるとともに、国語としてのフランス語が整備されるという効果もあった。また、この王令によって、État civile (身分証書) が発行されるようになった (もともとは教会法の領域)。

[慣習法学の展開]

1. 慣習法成文化の進展

15世紀末から16世紀前半(Charles VIII、Louis XII、François Iの治世)にかけて、再び慣習法の成文化が盛んとなる。このようにして集められた慣習法は、活版印刷によって出版され、広く普及した(Anjou et Maine (1508年)、Orleans (1509年)、Paris (1510年)、Poitou (1514年)、Bordeaux (1521年)、Nivernais (1534年)、Bretagne (1539年))。これとともに、地域慣習法の比較検討(la conférence des coutumes)が進展し、同時に慣習法抵触問題が表面化した。

16世紀後半になると、成文化された慣習法につき、成文の滅失や不備、慣習法の統一化の要請から、改訂(réformation)が進行。parlementの管轄区ごとにcommissairesが派遣され、慣習法の合理化、mauvaises coutumesの排除がなされ、ParisやBretagneで再訂版が出された。

2. 慣習法成文化の帰結

慣習法の成文化により、地域の慣習法は固定化された。同時に、複数の慣習法地域、さらには全国にわたって適用される共通慣習法の存在が認められ、複数の慣習法が階層化されるとともに、フランス固有の一般法(droit français)が存在するという思想が生まれた。実際、Guy CoquilleやLouis le Caron、Jean Duret、Pierre de l'Hommeauらは、「フランス法」に関する書を著している。そして、この「フランス固有の一般法」の発見は、それがローマ法や教会法に代わるjus communeになり得る可能性を示した(Charles Dumoulinの見解)。このことは、法の欠缺の解決方法という点で、イングランド法やドイツ法と大きな差異をなしている。早くに国王裁判所の法(common law)が成立したイングランドでは、equityという別の法体系を必要とした。これに対し、領邦に分裂していたドイツでは、ローマ法の統一的な適用が必要とされ、ローマ法が継受された。

また、慣習法の擁護者として、国王権力の役割が増大したことも指摘できる。

4. フランス古法 (17^e – 18^e siècle)

[時代背景]

17世紀前半(Louis XIII) : Richelieu 宰相。三十年戦争を戦う。

17世紀後半(Louis XIV) : Mazarin 宰相、Colbert 財務総監。大陸・植民地戦争。Fronde の乱。

18世紀初頭・中葉(Louis XV) : 植民地戦争。Maupeou 改革。

18世紀末(Louis XVI) : Turgot 改革など→大革命。

17~18世紀は、フランス絶対王政の絶頂と崩壊の時代であり、また軍事(植民地戦争の勝利)、経済(産業革命の先行)、政治改革(市民革命の成功)の点で、英国の後塵を拝することになった時代でもあった。

[絶対王政の形成]

1. 中央集権化の進行(略)

2. 国内競合勢力の制圧

三十年戦争の継続のため、(実質)宰相の地位にあったMazarinは、重税を課し、貴族と民衆の一層の不満を買った。1648年8月、マザランが高等法院のメンバーを逮捕したことをきっかけに、当初は民衆と法服貴族が蜂起した。大貴族を含む反乱軍と国王軍の対立は混乱を生んだが、1653年7月に反乱が終息すると、絶対王政が確立した。

3. 国王立法権の発展

絶対王政の確立は、フランス法及び国王立法権の発展を意味する。

この時代には慣習法学が一層発展し、前述の Coquille に引き続き、17 世紀半ばには Pothier らによって慣習法統一論が有力に主張された。慣習法学はまた、Louis XVI の Edit de Saint-Germain-en-Laye en avril 1679 により、大学で「フランス法」として教授されることになった。

また、国王による立法活動もこの時期から活発化する。Code Michau と呼ばれる、1629 年の ordonnance de réformation は、商業振興や司法・社会の枠組み、立法制度（諫奏権の制限を企図）を定めた。また、Louis XIV は、Colbert のイニシアティブの下、les grandes ordonnances（大王令）と呼ばれる一連の立法をした。Ordonnance civile（1667 年、民事訴訟に関する王令）、Ordonnance des eaux et forêts（1669 年、河川・森林の管理に関する王令）、Ordonnance criminelle（1670 年、刑事訴訟に関する王令）、Ordonnance du commerce（1673 年、Code Savary とともに陸上商事に関する王令、重商主義の下取引の簡易迅速性及び安全性を確保する諸原則）、Ordonnance de la marine（1681 年、海商に関する王令）、Ordonnance relative à la police des Iles d'Amérique（1685 年、Code noire、植民地での奴隷制や宗教について規定、奴隷虐待の抑制に寄与）がある。Louis XV の時代には、大判官 d'Aguesseau が Ordonnance sur les donations（1731 年）、Ordonnance sur les testaments（1735 年）、Ordonnance sur les substitutions（1747 年）においてそれぞれ贈与、遺言、信託的継伝処分に関する規定をした。これは純粋に私法の領域にであったという点で、画期的である。

[絶対王政の動揺]

1. フランス絶対王政の動揺

上記のようにフランス王権の権力は頂点に達したが、それでも王権は様々な制約に直面した。まず、王制の内在的な制約として、立法を妨げる地方慣習法や、地方の諸侯、都市、corporations（ギルド的な業界団体）の有する privilèges（特権）があり、また王族や大貴族の利益への配慮も必要であった。parlements 及び cours souveraines を根拠としていた法服貴族 noblesses de robe と対立した（1673 年には Louis XIV が高等法院の諫奏権を停止、1715 年 Philippe d'Orléans が復活）。

これに加え、王権は、相次ぐ戦争のための戦費調達や浪費により、深刻な財政問題を抱えるに至った。財政問題に対しては、冗費節約、徴税・課税強化、国債の発行といった対策が取られた。徴税強化策として、中間収取の多かった徴税請負制度の改革が試みられ、中央から派遣された intendant による監督が強化されたが、あまり効果は生まれなかった。また、主要な租税であった taille（直接税、聖職者と貴族は免除）に加え、塩税やぶどう酒などへの御用金といった間接税も強化されたが、これは国内市場の拡張を減速させた。また、重商主義により関税も増大した。

このような状況下において、フランス王権は抜本的な税制その他の改革を必要とした。まず、課税の不平等・不統一性の解消（直接税対象者が第三身分に限られていたり、重要な都市の住民であるか否か、直接に取り立てる pays d'élection と地方が徴収する pays d'État で税額が異なっていたりした）が課題となった。また、封建制からの脱却・経済発展の促進のため、重商主義から分権化による農業生産の促進を目指す重農主義へと政策を転換することが主張された。そこで、généralité を単位に財政や行政に関する権限を持つ分権組織 assemblée provinciale の創設（これによって、parlement や、同様に法服貴族が握るようになった地方監察官 intendants を抑える目的

もあった)や地方内で分配されるべき一般的土地課税 subvention territoriale が考案された。当然、こうした改革は parlements の抵抗に遭う (États généraux が停止されているために、parlements は、自らこそが国民代表であるとの論理を展開した)。そのため、parlements の抵抗手段であった勅令登録権を制限したり、売官制を廃止したりすることも試みられた。

税制改革を担当したのは、Turgot(1774~1776年、緊縮財政・ギルド廃止などの自由主義政策)、Calonne (1783~1787年、特権身分の免税の廃止・貴族への課税)、Loménie de Brienne (1787~1788年、同じく貴族への課税)である。しかし、彼らの改革は頓挫 (税制改革王令は2度もパリ高等法院に拒否され、lit de justice での強制登録をも翌日無効と宣言された)。1788年に財務長官として呼び寄せられた Necker の要求で、三部会開催が決まった。

同時期に司法改革 (parlement 対策) を行ったのは、Maupéou (1771~1774年) と Lamoignon (1788年) であった。Maupéou は、パリの parlement を縮小 (多くの裁判官を逮捕・追放した)、新たな上級裁判所 (Conseils supérieurs) を設置し、これらでの売官制を禁じた。また、裁判官の得ていた報酬の épices を廃止し、裁判官をいわば「公務員」とした。さらには、Cours des aides など抑圧した。これらの改革に対し、貴族はストライキをすることにより抵抗、1774年に辞任した。続いて、Lamoignon は、刑事訴訟改革 (拷問の禁止など)、パリの parlement の縮小と grands baillages (控訴審) の設置、親裁座での remontrance の停止を唱えたが、数か月で罷免された。

2. 改革から革命へ

Necker は民衆の支持を得るために三部会を開いたが、これは課税同意権の所在問題とも関わりがある。parlement は、États généraux が停止されているために、自らこそが国民代表であるとの論理を展開した。Calonne はこうした貴族から同意を取り付けるため、第1次名士会 assemblée des notables を1787年に召集したが、ここで貴族の同意を得ることができなかった。

三部会の組織にあたっては、定数及び評決方法について対立が生じた。Parlements de Paris は、1614年の最後先例方式を主張。これに対して、Sieyès の『第三身分とは何か』が出回ると、第三身分は、第一・第二身分の倍の定数となること、身分別評決ではなく頭数評決を採用することを要求した。こうして課税問題ではなく三部会の組織をめぐる議論が紛糾、国民議会が成立した。

5. フランス中間法

[革命の推移]

国民議会は、球戯場の近い (1789.6.20) で、憲法制定まで解散しないことを誓った。Necker の解任後の Bastille 襲撃 (1789.7.14) を受け、農民暴動が全国に広がると、国民議会は封建的特権廃止決議をする (la nuit de 4 août)。その後、8月9日に憲法制定議会が成立、11日には封建制の廃止を定める décret が出る。8月26日には Déclaration des droits de l'homme et du citoyen が発布され、1791年には憲法が制定され、立法議会が成立する。しかし、革命戦争の間に下層民階級が台頭、立法議会に代わった国民公会が共和制移行を宣言した。1793年、ジロンド派が追放され、ジャコバン派の独裁が成立すると、ロベスピエールによる公安委員会・革命裁判所を通じた恐怖政治が始まる。これは1794年7月27日のテルミドールのクーデタで覆され、翌年国民公会解散後総裁政府が成立。1799年、ブリュメールのクーデタでナポレオンが執政政府を樹立した。彼は1804年に元老院決議で皇帝に即位、第1帝政を開始した。

[新たな社会・法秩序理念の採用]

フランス革命期には、封建制・絶対王政の理論的基盤への批判がなされた。啓蒙思想が革命の理論的根拠を与えたが、革命を動かした要因には経済的なその他の要求もあった。これらが人権宣言や封建制廃止・憲法制定へと結びついた。

フランス革命に影響を与えた啓蒙思想家として代表的なのは、やはり Voltaire と Rousseau である。Voltaire が「自由」に重点を置いていたのに対し、Rousseau は「平等」を強調した。また、Rousseau は国民主権原理（≡社会契約説）を主張し、法律は一般意思の表現である、という現在にまでフランス政治思想を脈々と流れる一大テーゼを打ち立てた。大革命との関係では、Sieyès の憲法制定権力論も重要である。彼は、制憲権というものが、他の国家権力とは本質的に異なる、すべての根源としての正当性を持った、自然状態における人民の意思の発露としての権力であると唱えた。この主張は、必然的に革命後の憲法制定議会の開催を要請した。

封建制の打倒は、経済的な要請でもあった。重商主義時代の政府による市場介入は非効率性の源とされており、同時に特権を有する corporations が支配し自由な競争が損なわれていた。徐々に経済力を蓄えていた資本家は、経済的自由主義を求め、フランス革命を支持するに至った。

また、cahiers de doléances と呼ばれる、各身分によって三部会に提出された陳情書も、革命に影響した。これらは体制を批判するものではなく、むしろ宗教から司法制度、税制など、様々な分野での改革を求めるものであった。しかし、これはフランス王国の抱える問題の深刻性を白日の下にさらすものであり、結果として革命の機運を高めた。

このような中、まず 1789 年に人権宣言が採択される（独立宣言の影響と見ることもできるが、奴隷制を廃止しなかったそれよりも égalité の点では優れていたといえる）。次いで、1789 年 8 月 4 日の夜には封建制が廃止され、1791 年に国民主権を定める憲法が採択された。

[国家組織改革]

1. 統治機構

革命期においては、中央地方関係、財政関係、対教会関係で大きな変化が見られた。

Ancien régime 末期についぞ実現しなかった地方制度改革は、革命期になってようやく行われる（行政区画としての départements の設置）。行政区分の整理は、徴税請負制の廃止を含んだ税制改革を可能にした。

財政法律主義は、人権宣言の第 14 条に定められた。これによれば、市民は、公の租税の必要を確認し、公の租税を自由に承認し、その使用を監視しかつその割当額、基礎、取り立て及び期間を決定する権利を有する。課税について、法を通じた民主的な決定を定めたのである。

教会は、その権威を否定され、財産は国有化された。constitution civile du clergé（聖職者聖職者民事基本法）により、聖職者身分は廃止され、公務員として扱われることになり、憲法に対する宣誓義務が課された。これは 1794 年に廃止されるが、同様の措置は続いた。さらに重要なのは、戸籍が世俗化されたことであった。これにより、婚姻は民事契約となり、離婚も認められた。

2. 裁判制度

革命期中も、体制によって裁判制度は大きく変遷した。ただし、根底にあるのは、行政・立法に介入し、腐敗を招いた parlements の苦い記憶による司法権に対しての不信感と、革命の論理となった主権原理に対する熱い期待であった。

立憲議会は当初、強い権限を持つ司法権を嫌い、上告制度を認めなかった。民事では、canton（小郡）単位に juge de paix（治安判事）、département 単位に tribunal de district（地方裁判所）が置かれた（これらは後に、tribunal de grande instance（大審院）と tribunal d'instance（小審院）になる）。tribunal d'appel（控訴裁判所）、tribunal de cassation（破毀裁判所）が設置されるまで、控訴は同じレベルの地方裁判所にすることとされた（appel circulaire、循環控訴制）。上告制度は1790年に導入されたが、破毀裁判所は法律の適用の監督のみ可能であり、法律の適用はあくまで立法府の管轄であった。arrêt de règlementは禁止され、référé législatifによって法律の解釈問題について裁判所は立法府に照会しなければならなかった（この照会制度は、法律の解釈に当たり疑義ないし困難があった場合に立法趣旨を問うものであったのが、新立法に伴う相次ぐ解釈問題に対応することができず、いったん廃止され、第一帝政になって、2度同じ事件について破毀がなされた場合に初めて国務院によって判断がなされる、というような仕組みに変わった）。刑事については、事件の性質によって重罪（crime）、軽罪（délit）、違警罪（contravention）に分類され、それぞれ異なる管轄裁判所を持った。なお、破棄裁判所や控訴裁判所などの名称は、1810年、cour「院」に改められる（こちらは ancien régime の司法を思い起こさせるため忌避された）。また、革命期には特別裁判所の多くは廃止されたが、効率的な運営が認められた商事裁判所（tribunal de commerce）は生き残り、帝政期には労働審判所 conseil de prud'hommes の再建が認められた。

また、裁判官任用制度で特徴的であったのは、イングランドに模った陪審制 jury の導入である。法解釈の難しさから、陪審審理が行われたのは刑事事件のみである。犯罪の内、重罪を裁く重罪裁判所 tribunal criminel（→重罪院、cour d'assises）において、予審を経た事件について、（一時期は起訴不起訴の判断も担った）判決を審理した。また、裁判官の公選も試みられた（経験や年齢の制限は存在）。しかし、下級審判事の公選は、治安判事を除いてナポレオンにより廃止された。破棄裁判所判事は県により選挙された。

3. 自由・平等の具体化

革命の結果、封建的特権が廃止されたことはすでに述べた。同時に、経済的自由主義の要求として、企業者・労働者による中間団体が排除された（Loi le Chapelier du 14-6-1791）。人権宣言に述べられているように、近代的所有権概念もこの時期成立した。

自由主義は、刑事法改革にも表れた。刑事法に関する啓蒙思想としては、イタリアの Beccaria が知られる。この思想は、1789年の人権宣言や1791年の刑法典にうたわれた、罪刑法定主義、刑罰の公平化、刑罰の一身性に表れている。また、この頃から、刑罰の意味を問い、法益保護を探究する刑罰論が盛んになった。

[法典編纂（codification）事業]

1. 法典編纂の背景

革命当初より、法はすべての市民が理解し得る、明確な用語による成文法（書かれた理性）でなくてはならないという思想により法典編纂は企図されていた。革命の動乱を経て、ナポレオンが実権を握ると、ようやく編纂事業が実を結んだ。

法典編纂の直接的な目的は、ancien régime 時代、法の不統一な状況から生まれていた不合理を整理することであった。これを可能にしたのは、慣習法学の蓄積であった。法の大部分を占めた慣習法の全貌が見えてきたことで、初めて法典編纂に乗り出すことができたのである。

2. 民法典の編纂

1791年憲法の末尾には、Sieyèsの提案により、Il sera fait un Code de lois civiles, communes à tout le royaume.と記され、全国に統一的な市民的法律の法典が企図されたが、立憲・立法議会では民法典編纂事業は進まなかった。国民公会・執政府時代になると、Cambacérèsらが民法典草案を提出したが、いずれも政治的激動の中で流産した。

ナポレオンの政治的なリーダーシップによって、民法典は初めて成立した。編纂にはPortalis、Tronchet、Malville、Bigot de Préameneuの4人の委員（2人は北部、2人は南部出身）が携わり、単行法として1章ずつ制定（議会審議→Conseil d'État→制定）され、1804年3月21日法により「フランス人の民法」（Code civil des Français）として成立した。

ナポレオン法典の特徴は、連続性ないし保守性と、革新性（革命原理の実現）という相異なる2つの性質を併せ持ったことにある。そもそも、法典編纂は、フランス法全体についてなされたわけではなく、本質的には法がすでに成文法の形式をとっていた領域が法典編纂の対象になった。そして、現実主義のもと、古法時代の経験を踏まえ、慣習的諸制度の中から取捨選択し、それを合理化する、という手法が取られた。特に、家族法の分野では保守的（家父長主義的）な傾向が濃く残った。これに対し、自由と平等、意思による自治といった革命原理も実現された。例えば、所有権の絶対、契約自由、過失責任主義、の3大原理は、まさに革命期の理想主義によるものである。また、世俗的な傾向は、婚姻の扱いによく表れている（離婚の承認など）。

3. ナポレオン諸法典の編纂

これに続き、民事訴訟法典（1806年）、治罪法典（刑事訴訟法典、1808年）、刑法典（1810年）の4法典が成立した。これの5法典を合わせてナポレオン諸法典（Codes napoléoniens）という。他方、統治機構や行政組織、それらと国民の関係を規定する憲法・行政法の分野は法典化されず、Conseil d'Étatをはじめとする行政裁判所判例がこれを担うことになった。

4. 国際的影響

ナポレオン法典は、征服地域（オランダ、ベルギー）だけでなく、体系的な近代法典のモデルとして、プロイセンや日本などにも多大なる影響を与えた。人類の宝である。

6. 古典モデルの成立とその帰結

[時代背景]

モスクワ遠征の失敗とワーテルローの戦いでの敗北により、完全に第1帝政が崩壊する。これに代わり、1814年のLouis XVIIIの即位により、フランスは王政に復歸する。この1814年憲章は英国の立憲君主制に近い体制を定めており、革命の成果としての国民の基本的権利の保障は維持された。しかし、続くCharles Xは反動的な専制政治を展開、1830年の7月革命につながった。自由主義者に擁立されたDuc d'Orléans Louis Philippeは立憲王制を採用したが、末期は経済危機に見舞われ、2月革命が起こった。こうして成立した第2共和政は、しかし、大統領Louis-Napoléonのクーデタにより第2帝政へと転換した。彼の普仏戦争での敗北（1870年）によって、共和政は復活（憲法制定は1875年）、定着した。ヴィシー政権時代を経て、第2次大戦後には第4共和政（1946年～）、アルジェリア危機に際し、第5共和政（1958年）に移行した。第3・4共和政下の共和政は、古典モデルというべきフランスに特徴的な政治体制を確立させた。

[議会統治体制 (régime d'assemblée)]

1. 議会絶対主義 (parlementarisme absolu)

第2帝政後、フランスには3つの選択肢があった。君主制(ブルボン家、またはよりリベラルなオルレアン家)、共和制、そしてボナパルティスムである。政体をめぐる諸党派の争いの妥協の結果として共和制を定める1875年憲法が成立した。しかし、この憲法は大統領に両院の解散権などの大きな権限を与えており、また軟性憲法(constitution souple ⇔ 硬性憲法 constitution rigide)であったことから、王党派はいずれ王政を復活させるまでの時間稼ぎとしてこの憲法制定を考えていた(「王制待ちの共和制」)。

こうした中で、王党派のMacMahon大統領が、議会多数派であった共和派の首相を解任、後継にオルレアン派を指名したが、議会は承認せず不信任案を提出、大統領が議会を解散した。選挙によりやはり共和派が多数議席を獲得すると、共和派首相が指名された。この1877年5月16日(Seize Mai 事件)。この結果、行政権の議会解散権の行使は反共和的と見なされるようになり、議会解散権は死文化した。この結果、議会は内閣に対し無制限の影響力を持ち、内閣が一方的に議会の信任に依存するという特異な議院内閣制が成立した。

また、国会議員は行政への介入を強めた。国民の代表者たる議会は、すべて法令により公務員をコントロールすべきとの考えの下、公務員法が整備されるに至った。

さらに、第3共和政においては、議会が一般意思の表明たる法律を担う唯一の存在となった。2度の帝政に国民投票が利用されたことから、plébisciteを否定し間接民主主義のみを肯定した。このようにして、国民主権は議会主権となったが、他方で女性に選挙権がなく、党議拘束もない名望家政党による議会政治は、国民を本当に代表してはいないとの批判を生んだ。1919年11月・1924年の選挙のみ、比例代表名簿式投票制が導入されたが、基本的にはarrondissement単位の小選挙区2回投票制であった。

このような議会絶対主義は、必然的に法律中心主義を生んだ。

2. 法律中心主義 (légicentrisme)

法律中心主義は、立法(権)の至上性を意味する。

その帰結の1つが、法律による人権保障である。人権宣言において表明された人権は19世紀的な自由権を中心としており、その後の人権概念の拡張は立法によって補われた(法律によって具体的に保障されるものが自由であるという「公的自由」の観念が支配的であった)。出版の自由に関する1881年法や、結社の自由に関する1901年法、政教分離法(1905年)などである。

また、通常裁判所による立法審査の禁止は、革命から受け継がれた。これは、自由放任主義的司法積極主義が支配したロックナー時代のアメリカや、ケルゼンの提唱により憲法裁判所が設置されたオーストリアと大きく異なる。1925年6月11日破毀院判決で、このことが確認されたのに加え、1936年のArrighi判決では、Conseil d'Étatにも違憲審査権がないことが示された。第4共和政ではcomité constitutionnelが設置されたが、この役割は違憲判決を下し問題となっている立法・行政行為を無効とすることではなく、憲法改正の必要性を提起することにあった。

また、条約も同様に司法権からの審査の範囲の外とされた。1931年のSanchez事件では、Matterドクトリンとしてフランス国内法が国際法に優越するとの原則が確立した。これが覆ったのは1946年憲法第26~28条においてであり、批准された条約が抵触する国内法に優先するとされた。

3. 古典モデルの動揺

このようにして第3・4共和制の下で確立した議会絶対主義は、内閣を短命にし、政権を不安定にした (instabilité ministérielle)。しかし、法律制定手続きは時間を要し、国会議員は保身のために国民の不評を買う立法をためらったため、第1次世界大戦や世界恐慌といった危機を前になすすべもなかった。そこで、1924年ポワンカレ内閣を皮切りに、政府による委任立法 (décret-loi) が増大した。

体制の機能不全に対して、新たな憲法を以て臨まんとする、いわゆる憲法工学も、戦間期から盛り上がりを見せる (この発想は社会契約説ないし制憲論を思わせる)。Vichy体制を経て新憲法制定をするにあたっては、その帰結として1946年憲法では様々な改革が試みられたが、結局は強力な国民議会の権限が維持された。一院制を導入する1次草案は否決、二院制案で妥協されたものの、権限の配分の点で圧倒的に国民議会が優位にあった。政府による特定の法案の信任要求の否決・国会による不信任決議は絶対多数決が要求されたが、後者は単純多数決で足りるとする (国会で有効投票の過半数の信任を得られない場合、政府の総辞職を要求する) 慣行が生まれた。また、解散権は復活したが、会期の最初の18か月間はこれを行使し得ず、またこの期間後も信任要求の否決や不信任決議の可決が2度生じた場合でなければ認められなかったため、これが行使されたのは1度のみであった。こうした制度的欠陥に加え、小党分裂、両極化 (ド・ゴール派、キリスト教と共産党系)、植民地解放戦争といった事態により、第4共和制下も不安定な政権が危機を前に右往左往する結果となった。

[フランス型権力分立]

1. 立法権と司法権の関係 (既述)

ancien régime の記憶は、裁判官統治 (gouvernement de juges) の否定を招いた。結果、破毀院は違憲審査の権限どころか法律の解釈権さえも持たず、上告に際して法律の解釈が問題になった場合は立法に諮問する必要があった (référé législatif)。

2. 行政権と司法権の関係…二元主義 (dualité de juridictions)

裁判官統治の否定は、当然の結果として司法権が行政に介入することも忌避した (« Juger l'administration, c'est encore administrer »)。このため、司法権はLois des 16-24 août 1790により行政に関する管轄権を喪失した。

ナポレオンによって創設された国務院は、王政復古や第2共和政・第2帝政を経て、諮問機関兼行政裁判所としての地位を徐々に高めていった。国務院は複数の部に分かれており、争訟部 (section du contentieux) は独立を確保されている。国務院はCour des comptes (会計監査院)、Inspection générales des finances (財務監察官) とともに grands corps に数えられる高い権威を持つ。ちなみに、県令 (後の県知事 préfet) の下には conseil du préfecture が存在したが、1953年これは tribunaux administratif に改組されている。

以上のような民事刑事訴訟 (juridictions judiciaires) と行政訴訟 (juridictions administratives) の二元主義は、管轄権の配分という問題を生んだ。これを解決するために、権限裁判所 (Tribunal des conflits) が設置された。イタリアやベルギーにも同様の制度はあるが、フランスにおける管轄権配分問題に関する処置が特徴的なのは、この権限裁判所に権限争議を提起できるのは破毀院ではなく行政権 (préfet) であるという点である。判事は、2015年の法改正以前は、国務院から4人、

破毀院から4人と、法務大臣 (garde des sceaux) で構成されていたが、改革以後は同数票の場合には評議のやり直しと人数の拡大によって解決されることになった。そして、この管轄権の配分を実現するために、前提問題 (question préalable) のひとつとして先決問題 (question préjudicielle) の法理が成立し、争点の一部が他の裁判所の管轄内である場合は問い合わせることとなった。

ただし、国務院の行政に対する権限にも限界はあった。国務院による判決は取り消し訴訟 (recours pour excès de pouvoir) に対する取り消し判決のみであり、差し止め (injonction) 命令をすることができず、また référé administratif (自由権保護のための差し止めや地位確認の仮処分) は認められていなかった。

すでに述べた通り、民事と異なり法典を持たなかった行政法は、判例によって発展してゆく。20世紀初頭は行政判例の「黄金時代」であり、行政法の基礎をなす判例が蓄積された。例えば、訴えの利益 (intérêt à agir、当事者適格) の認定の緩和 (市町村納税者全員に対し、市町村会決議への取り消し訴訟の訴え利益を肯定した Casanova 事件など) や、行政訴訟の対象となる行為の拡大、行政裁判所での取り消し判決の対世効などである。行政契約 (公営企業など) についても、判例が蓄積された。また、行政法の発展として注目に値するのが、国家賠償である。1873年の Blanco 判決により、民法上の不法行為とは異なり、行政行為についての損害賠償請求事件は行政裁判所の管轄であるとされ、同時に国家賠償が可能となった。さらには、1938年の La Fleurette 判決では、無過失立法責任法理が成立した (立法による損害につき無過失責任を認めた)。

[法学の革新]

第3共和制の下、公法学・私法学はそれぞれ特徴的な発展を遂げる。そして、現在に続く法学専門誌も、この時期の法学の革新に依っている。

公法学は、その対象である憲法・行政法のほとんどが判例法によっていたために、法の形成に重要な役割を果たした。特に第3共和制下、大学における憲法学・行政法学講座の設置がこれらの学問の発展に寄与した。代表的な公法学者は、Laferrière、Esmein、Hauriou、Duguit、Malberg、Jèze である。

他方の私法学は、法典編纂事業の結果、法実証主義が隆盛し、註釈学的な傾向を強めていた。しかし、資本主義の発展に伴う社会状況の変化は、契約自由原則を基礎とした19世紀的な私法原理に疑問を投げかけた。その中で生じた制定法中心主義への批判から、Gényらによる科学学派 (école scientifique) を生んだ。彼らは制定法の欠缺を認識し、社会生活の中に生きる法の自由で科学的な探究を主張した。この主張は、比較法学者の Lambert にも支持された。

7. 古典モデルの変容と展開 第五共和制

[1958年憲法体制の成立]

1. 1958年憲法の憲法史的意義

Pflimlin 内閣成立前後のアルジェ政庁占拠を発端に、アルジェリアの植民者・現地軍による反乱が起こると、危機は各地に伝播し、本土進攻の危機に見舞われた。この問題の解決のために首相に指名されたド・ゴール将軍は、1946年憲法に定められた授權手続により、全権委任されることになった。ド・ゴール内閣は法律により憲法改正手続きを変更、国民投票により憲法を改正することとした。3か月後諮問委員会で承認、閣議で採択され、国民投票により承認された新憲法は、

名誉職的地位であった大統領の権限を大幅に強化し、国の指導者にするという意味でそれまでの体制と大きくかけ離れたものであったが、同時にこれは議会主義の反省という意味で大いに歴史的に連続性のある結果であった。

2. régime présidentiel (et non pas présidentiel)

第5共和政は大統領を実質的な国の指導者とするが、憲法上国の政策を決定し、指導するのはあくまで首相の統括する政府であり、また大統領は首相及び閣僚を任免する権限を持ちながらも、この政府は国会の信任をも必要とするため、大統領は国会との対立を避ける必要がある、という意味で、議院制と大統領制の中間形態、半大統領制と理解される。

大統領の選出に関する規定は、2度、1962年と2000年に変更された。1962年改正では、選挙の方法が、国会議員や県・市町村の行政責任者の代表者の選挙人による間接選挙から、直接普通選挙に改められた（この際、ド・ゴールは本来の憲法改正手続きである、国会審議を前提とした89条ではなく、11条により直接国民投票に付託したため、合憲性が問題となった。しかし、これについて、憲法院は、国民投票によって採択された法は主権者の意思表示によるものであるから憲法判断をしえない、と判断した）。2000年の憲法改正では、選挙結果のばらつきの抑制とcohabitation解消のため、大統領の任期を7年から5年に改めるというものであった。

大統領は、次のような権限を持つ。

閣議主催（憲法9条）

首相・大臣の署名を必要としない単独行為

首相任命権（憲法8条（1））

国民投票発議権（憲法11条）

議会解散権（憲法12条）

非常事態措置（憲法16条）

首相提案に基づく閣僚の任免（憲法8条（2））

高級官僚文武官の任免

実際、非常事態措置は1961年、アルジェリア危機の際に適用された。大統領は *pouvoirs exceptionnel* によって軍部の反乱を鎮圧したが、それ以降は用いられていない。これと似た非常事態 (*l'état d'urgence*) は、憲法の規定ではない（1955年のアルジェリアでのFLNの攻撃の際や2005年の暴動事件、2015年から2017年にかけてのテロ事件などの際にも発動された）。

3. 議会主義の合理化 (*parlementarisme rationalisé*)

大統領の権限の強化のみが、議会統治体制 (*régime d'assemblée*) に対する第5共和制の解答であったわけではない。新たな体制下では、直接民主制の導入、閣僚と国会議員の兼務禁止、国会議事運営における政府特権の設定、法令・命令事項の区分、憲法院の創設、といった方策により、行政権の安定と健全な議会運営が図られた。

まず、第3・4共和制を象徴した「議会による一般意思の独占」が直接民主制により破られた。その最たるものが国民投票（11条）である。この国民投票には *tout projet de loi portant sur l'organisation des pouvoirs public* 「公権力の組織に関するあらゆる法案」を付すことができる、とされたが、1962年当時、これは憲法改正手続きを含んだものとは考えられていなかった（憲法の改正手続きを明記したのは89条である）。しかし先述の通り、憲法院は、国民投票で採択された

法は主権者の意思表示によるものであり、憲法判断をしえない、と判断し、1962年に憲法改正がなされた。これを機に、憲法改正手続きは、89条の定め（首相及び国会議員の提案で、大統領が改正を発議、改正案が期限内に両院で採決ののち、国民投票。政府提出案は、大統領により国民投票の代わりに両議会で有効投票数の5分の3の多数決でも足りる）に依らずに直接国民投票にかけ憲法改正を行うことができると解されるようになった。また、2008年改正では、さらにこの国民投票による憲法改正対象となる事項が増えた（des réformes relatives à la politique économique, sociale ou environnementale de la nation et aux services publics qui y concourent「国民の経済的・社会的・環境的政策に関連する改革及びそのための公務」）。さらに、同改正ではいわゆる RIP（国民発案、référendum d'initiative partagée）が同条3項につけ加えられ、国会議員の5分の1の賛成で発案、有権者の10分の1の賛成で国民投票ができるようになった。

また、立法権・行政権関係も大きく見直された。まず、閣僚は国会議員と兼をできなくなった（23条）。なお、国会議員は地方公職を兼務することがあり、これを cumul des mandats という。これは若者や女性進出を妨げるものではあるが、中央集権を支えるといういみで重要である。

さらに、政府は、国会運営について、議事日程決定（48条1項）、議会への信認要求（49条1・2項）、特定政府法案に対する一括投票要求（44条3条）、そして議員提出法案・修正案件の制約（40条）といった特権を持つようになる。

法律と命令事項が明示的に区分され（34・37条）、34条によって限定列挙された法律事項（domaine législatif）のみ立法が可能で、それ以外の事項は37条により一般的に命令事項（domaine réglementaire）に属することになった。そればかりか、憲法41条では命令事項侵害の立法提案に対する政府の拒否権が認められ、また立法の形式をとる規定（les textes de forme législative）も、国務院への諮問のもと、政府によって改廃可能となった（37条（2））。しかし、こうした立法権の制限は、必ずしも行政権に無制限の命令権を認めたわけではなかった。1959年の Syndicat général des ingénieurs-conseils 判決では、「法の一般原則」が命令形の制約になると判示された。1982年の Blocage des prix 事件でも、立法事項の中に命令事項がある場合であるからといっても、執行権が追認すれば、違憲性は必ず生じるものではない、と定められた。このように、現実には行政権は無制限ではなく、立法権とのバランスが大きく崩れたわけではなかった（la révolution n'a pas eu lieu）。委任命令が制度化されたことも注目し得る。かつて décret-loi として用いられていた行政による委任命令は、38条に、ordonnance として認められた。ordonnance は、行政権が本来立法府の権限である立法事項に関する立法を、一定期間、立法府に代わって行うことをいい、議会はこれを追認（ratification）しなくてはならない。

こうした法律・命令の厳格な区別は、憲法院によって保障されることが企図された。憲法61条では、組織法・議員規則については義務的に、その他議会による立法については大統領・首相・上下各院議長の4者による請求で（第2項）、1か月（急を要する場合1週間）以内に、憲法院による事前かつ抽象的な違憲審査がなされるものとされた。こうした違憲審査制度は、政府がその権限を保持するためのものであり、まさに「議会に向けられた大砲」であった。なお、この他、憲法院は大統領選挙や国民投票、国会選挙に関する選挙訴訟や、大統領緊急権限の統制（16条）、大統領の故障確認、条約の事前違憲審査（54条）の管轄権を持った。憲法院は、大統領、上下の両院議長が各3名自由に指名し、政治家や国務院委員、破毀院裁判官など様々な人が選ばれた。

[1958年憲法体制の変容]

1. 法律中心主義 (légicentrisme) の終焉

すでに説明したような1958年憲法体制は、1970年代に入ると大きく変容してゆく。この変容は、憲法院による違憲審査・各裁判所による条約適合性審査の拡大、とヨーロッパ法の発達 (← harmonisation) による法律中心主義の終焉、その帰結としての憲法制定権力の復権、によって特徴づけることができる。

まず、違憲審査制度 (憲法 61 条) の変容について検討する。第 5 共和制憲法制定時、憲法院は当然違憲審査権を有していたが、これは人権保障よりも立法権に対して行政権の権限を確保することを主眼に置いたものであった。第 3 共和制以降、憲法本文に人権保障は規定されておらず、人権は法律によって保障されることが前提であった。人権宣言や 1946 年憲法の前文は守られるべき人権を述べていたが、直接裁判規範になるとは考えられていなかった。

こうした状況が変化したのが、1971 年 7 月 16 日結社の自由判決であった。この憲法院判決において、立法によって保障された結社の自由を含む 1946 年憲法前文は、憲法規範になっている、つまり法の階層性において最も上位に立つ「憲法ブロック」のひとつとして、すべての法に優先する、ということが明示されたのであった。1973 年 12 月 27 日には、これに続いて、1974 年の財政法 (Loi de finances de 1974) につき、法の下での平等を憲法規範と認め、違憲判決を下した。

憲法院を動かした要因は、大きく 3 つある。1 つは、上院改革のための国民投票で敗北し引退したド・ゴールが、翌 1970 年に死去し、その影響力がなくなったことである。2 つ目に、憲法院院長であった Gaston Palewski が、ド・ゴールを信奉していた後継者 Pompidou 大統領と対立していたことがある。3 つ目に、1962 年憲法以後、大統領の権限がさらに強まり、権力分立と均衡が危ぶまれていたことがある。これらの要因により、憲法院に積極的な違憲審査に乗り出した。

違憲審査規範にこうして人権保障が含まれたこと自体も大きな変化であったが、これに続いて、1974 年憲法の改正によって議員提訴制度が導入されたことは、より憲法院の人権保障機関としての地位を高めることになった。この新规定によれば、60 名以上の上院議員ないし同数以上の下院議員が提訴権を有する。60 名は、一般に第 2・3 党レベルの規模である。したがって、この拡大は議会内の少数派に基本権保障の契機を与えるという意義を持っていた。この背景にあるのは、Giscard d'Estaing の計算である。非ド・ゴール派で中道であった彼は、伸張する社会党が第 1 党になった場合の対抗手段として、こうした布石を打ったのである。ちなみに、その後、議員提訴制度は条約適合性審査の提起 (憲法 54 条) や大統領緊急権限の制限 (憲法 16 条 6 項) など、徐々に拡大してゆく。

このように、人権保障機関として違憲審査制度を担うことになった憲法院は、極めて政治的な状況に立たされたことによって、却ってその権威を高め、違憲審査制度を定着させることに成功した。1981 年に政権に就いた Mitterand は憲法院に否定的であったために、憲法院は慎重な違憲審査をし、大統領の信頼を得ようとした。さらに、1986 年の Chirac 首相任命以後の cohabitation の時期には、対立する左右の両者の間で信頼を勝ち得る妥当な判決を蓄積した。こうして憲法院はその権威を高め、1985 年 8 月 23 日ニュー・カレドニアの発展判決において、「可決された法律は、憲法を尊重する限りにおいて、一般意思の表明である」という、法律中心主義の終焉を示す象徴的な傍論を述べた。

他方、条約適合性審査が認められるには長い時間を要した。そもそも、憲法 55 条においては、条約が立法や命令に優先することが述べられている。しかし現実には、法律中心主義的な、後法優先の原則によって、条約が劣後する事態が起っていた。

この問題について、まず国務院は、1968 年 3 月 1 日 (Semoules) 判決において、憲法 55 条に従い、条約と立法の適合性審査は、条約の優越性を保障すべき憲法院の管轄である、と判示した。しかし憲法院は、1975 年 1 月 15 日判決で、人工妊娠中絶を許容する法律がヨーロッパ人権条約に違反するとの主張に対して、法律が条約に適合するか否かを判断することは、合憲性の問題ではなく、したがって憲法院の権限に属さない、と判示した。この背景には、身分的保障がなく、立法権や行政権との対立を避けることを求める国務院の特殊な事情があったわけだが、この判決により、法律の条約適合性審査を他の 2 つの裁判所が担うべきか否かが問題となった。

そこで、司法裁判所である破毀院は、前述の憲法院判決から数か月後の 1975 年 5 月 24 日 (Vabre) 判決において、従来の立場を覆し、初めて条約が後法に優越することを認め、ローマ条約に違反していることを理由として、その後制定された、関税法典の法律の部におかれている規定を適用しなかった。この判決後、Aurillac 事件 (破毀院の立法審査権を完全否定する議会の試み、上院によって阻止された) が起こった。

しかし、憲法院は国務院訴訟部の憲法的地位を承認するとともに、破毀院の Vabre 判決を支持した。憲法院 1980 年 7 月 22 日判決は、行政裁判所による取り消し権行使を認めることは合憲である、とした。また、同 1987 年 1 月 23 日判決では、競争管理局での独占禁止法事件の管轄権を通常裁判所に移す法律を合憲とする際に、本来的に司法権に留保されるべき事項を除き、公権による決定を取り消す権限は行政裁判所にある、とした。同時に、1986 年 9 月 3 日判決、1988 年 10 月 21 日判決で、条約が国内法に優先するとの判断を示した。

これらを受けて、国務院は 1989 年 10 月 20 日、いわゆる Nicolo 判決において、初めて破毀院と統一の立場を取った。

(EU 法及び ECHR は、行政裁判所と通常裁判所との権限配分や国家賠償法理に影響した。が、ここは試験範囲外である)

最後に、法律中心主義の終焉の文脈で、2008 年憲法改正によって 2010 年に導入された QPC (question prioritaire de constitutionnalité) について述べる。

フランスの違憲審査制度は、事前・抽象的なものであるということはずでに見た通りである。また、それが人権保障の仕組みとして発展してきたことも述べた。しかし、人権侵害は必ずしも事前・抽象的な審査によって防げるものではない。かつては合憲とされたことでも、現在の基準からは人権保護に足りないとされる場合もありうる。このため、国内裁判所での救済が不十分となり、ECHR に申し立てが行ってしまう、ということにもなりかねなかった (法の階層性に反し、条約が憲法的秩序を上回ることになりうる)。さらには、ドイツ流の Rechtsstaat (法の支配) を重視する傾向もあった (l'état de droit)。そこで、憲法 61 条の 1 により、国務院・破毀院は違憲の疑いがある場合につき当該事件を憲法院に移送することができるようになった。法的安定性のために、すでに解決した事件への遡及効を否定し、逆にその事件に限らず将来に向かって一般的効力を及ぼすこととされた。国務院・破毀院での審議、憲法院での審議はそれぞれ 3 か月以内とされた。

ただし、基本権侵害など違憲状態が生じた場合に、QPC の手続きに基づき憲法院が事後審査を行うべきなのか、EU 法（人権保障機関としての役割も果たしつつある）に基づいて直ちに立法の停止などの措置を取る必要があるのか、ということが問題となる。2010 年 4 月 16 日（Melki & Abdel）破毀院判決は、次のように判示した。その問題が EU 法違反の問題であると裁判所が判断した場合に、EU 裁判所に付託することが妨げられてはならない、というものである。これにより EU 法適合性問題が解決された。

この QPC の仕組みは、施行後 10 年近くが経つが、そこそこ利用されており評価も悪くないという。法の支配は議会にも浸透し、さらなる人権保護が期待される。

2. 憲法制定権力の復権

（ほとんど触れていないので、出ないと思うが）

最後に、EU directive に関係する立法と違憲審査の問題がある。QPC によって、通常の立法であれば憲法院が事後審査できることになったのは上述の通りだが、立法が EU directive によって加盟国として義務付けられた場合に、どのような扱いをすればよいか。

2004 年 6 月 10 日憲法院判決（Loi pour la confiance dans l'économie numérique）では、EU directive に沿っていない立法はそもそも EU への参画を定めた憲法 81 条の 1 違反であり、当然に違憲審査の対象になる、と判断された（条約適合性審査を憲法 55 条の問題としなかった憲法院 1975 年 1 月 15 日判決とは大きく異なる）。これに続き、憲法院 2006 年 7 月 27 日判決（Loi relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information）では、フランスに固有の憲法規範に内在する原理については、憲法院による違憲審査が認められるが、そうではない一般的な領域に関する directive に沿った立法の合憲性は、EU 裁判所に付託される、とされた。